

軽微な事項の変更	埼玉県交通政策課	運営協議会	
	事後届出	報告	
		事前届出	事後届出
運送の種別(減少する場合)	○		○
運送の区域(減少する場合)	○		○
旅客の範囲(減少する場合)	○		○
申請者の名称、住所及び代表者	○		○
自動車の種類及び所有区分の数(増加)	○	○	
自動車の種類及び所有区分の数(減少)	○	○	
損害賠償措置			○
運転者			○
会員として登録された旅客			○
管理体制及び指揮命令系統			○
運行管理責任者及び整備管理責任者			○
事故または苦情の責任者及びその連絡体制			○

※運営協議会への報告の方法は、それぞれの運営協議会によって取扱いが異なりますので、市町村の担当課へ御相談ください。